

福島県建築関係工事特記仕様書 【R5年10月版】

I 工事概要

1 工事名称

2 工事場所

_____ 地内

3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

Table with 2 columns: 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 中央監視制御設備

5 機械設備工事概要

Table with 2 columns: 空気調和方式, 主要熱源機器, 換気設備, 排気設備, 自動制御設備, 給水設備, 排水設備, 消火設備, ガス設備

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載なき事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「建築工事標準仕様書」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
※「公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅業者等連絡協議会編纂)
2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。※印を適用しない場合は、・に代えること。
4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある【※：】と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、() 書きは「公共建築工事標準仕様書」、[] 書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

項目 特記事項

- 1 一般共通事項
○ 1 適用基準等
・共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※ 土木公共建設等エネルギー効率化計画 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工種 ・ 一部工種 (JASS))
※ 建築関係工事における週休2日促進工率執行要領 ※ 建築・設備工事における入札時積算数量活用方式執行要領
※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部) ※ 建築関係工事における情報共有システムの運用
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領
○ 2 施工条件
・下記以外は図示による。
(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ())
(2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ())
(3) 建設発生土(運戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())
○ 3 工事実績データの作成、登録
工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
○ 4 技能士
※ 適用する ・ 適用しない
適用工事種別 作業の種類 等級区分
鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
コンクリート工事(型枠施工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
鉄骨工事(とび) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事(ブロック建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、タツ施工、ガラス施工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
防水工事(防水材防水工事、合成ゴムシート防水工事、防水工、防水工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
石工事(石材施工(石張り施工)) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
タイル工事(タイル張り) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
木工事(建築大工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
木造工事(建築大工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
屋根及びびい工事(建築板金(内外装板金作業)) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
金具工事(内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
左官工事(左官) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
建具工事(サッシ施工、ガラス施工、自動ドア) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
塗装工事(塗膜(建築塗装作業)) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
内装工事(プラスチック仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表装(建築作業、塗工)) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
補装工事(造園) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
配管工事(配管) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
保温工事(熱絶縁施工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
冷凍空調機器施工(冷凍、冷却及び空調機器の据付及び整備) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
ダクト製作及び取付(建築板金施工) ・ 全て ・ () ・ 1級 ・ 1又は2級
※作業数量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができる。
○ 5 イメージアップ
・適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備
○ 6 発生土の処理
・有価物 ()
・引き渡しを要するもの ()
・現地に於いて再利活用を図るもの ()
建設副産物 処理方法等 備考
○ 7 建設副産物の処理方法
建設副産物 処理方法 積算上の施設名称(※1)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
・再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)
○ 8 蛍光灯、水銀ランプの処理方法
建設副産物 処理方法 積算上の施設名称(※1)
蛍光灯 ・ 中間 ・
水銀ランプ ・ 中間 ・
注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。
○ 9 監督員事務所
・設ける (規模: m2程度) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による
○ 10 工事用表示板
※ 適用する ・ 適用しない (※:第1編 図3.1.1)
○ 11 施工履歴
※ 適用する (・ 設置は建築工事とする) ・ 適用しない (※:第1編 図3.3)
○ 12 色彩計画
※ 色彩計画あり (・ 図示 ・ 監督員との協議による) ・ 色彩計画無し
○ 13 使用材料等
使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。
○ 14 特別な材料の工法
共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。
○ 15 風荷重等
※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) (m/sec)
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ()
※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV
○ 16 記録報告
1) 報告時期
工事履行報告書は、下記により提出する。
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示
内 容 工事履行報告書、工事別工程進捗表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類 月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書(写真含む)
○ 17 電子納品
電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(管轄工事編)により納品を行う。
対象書類 ※ 工事写真 ・ 施工計画書 ※ 完成図 ・ その他()
※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。
原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。
○ 18 完成時の提出書類
(1) 完成図書 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ 黒表紙(金文字入) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)
(2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・ 提出しない) ハードファイルA4版(1部)
(3) 完成図 (※ 提出する ・ 提出しない) A2版、A3版2つ折り製本(各1部)
(4) CADデータ、PDPデータ(1式) (※ 提出する ・ 提出しない)
(※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと)
(※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものを。)
第1編【総則】1.8.4【完成図その他】によるほか、下記による
(1) 種類及び記入内容
種類 記入内容
○ 18 設計CADデータ貸与
※ 有 ・ 無
提出写真
工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。
着工前 着工中 竣工 部数
既済検査 ○ ○ 1部
竣工検査(既済後) ○ ○(○) 1部
※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

- 1 一般共通事項
○ 20 建設工事使用機械等
○ 21 設計GL
○ 22 既存部分等への処理
○ 23 他工事との取合い
○ 24 建築材料設備機器等
○ 25 電気工事士
○ 26 火災保険等
(1) 火災保険 ※ 適用する (※ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない)
※ 加入時期 (・ 躯体及び竣工完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日))
(2) 法定外の労災保険の付保
※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
○ 27 官公庁への勝手続き等
○ 28 概成工期
・ 総合運搬距離を以て期間を設けること。
搬送期間は、(・ 契約工期末の 日 間 ・ ())
・ 設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、 _____ 月分とする。
① 供給開始時期 (・ 契約工期末の 日 前 ・ ())
② 供給対象設備 (・ 熱源機器類 ・ 空調機器類 (・ ボンプ類 ・ 自動制御設備類))
○ 29 BELS申請書作成及び申請手続き
(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない
(2) ※ 分擔発注の場合は、※ 地籍
(3) 分擔発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。
(4) 建築物にBELS表示を行う。
※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。
表示は、(材質:) (サイズ:) となる。
○ 30 週休2日促進工事
※ 本工事の発注方式は (○ 受注者希望型 ・ 発注者指定型)
当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。
○ 31 入札時積算数量活用方式
※ 本工事は「入札時積算数量活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量に記載された積算数量を活用して入札に参加する。発注者において、工事積算数量の算出に生じた当該積算数量の乗換について、発注者及び受注者は、入札時積算数量に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
○ 32 情報共有システム
○ 33 遠隔臨場
※ 本工事は、「情報共有システム」利用の対象工事である。
○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)
(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
(2) 受注者は、発注者から協賛企業に協賛する。
(3) 本工事の発注方式は(○ 受注者希望型 ・ 発注者指定型)である。
○ 35 その他
本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。
2 仮設工事
○ 1 仮囲い
・ 波形鉄板 ※ 万能板 ※ 単管+シート張り
・ キャスターゲート ・ シートゲート ()
○ 2 危険防止
※ シート張り ・ 金アミ ・ ()
○ 3 足場
・ 本工事 (※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場)
・ なお、本工事で設置した足場、機橋、作業平台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。
・ 別途 (別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業平台の類は、無償で使用できる。)
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」により行うこと。
「手すり先行工法」の足場とは、全層に二段手すりかつ先板(橋木)のある足場をいう。
受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
○ 4 工事用水
構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
○ 5 工事用電力
構内既存の施設 ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
○ 6 工事用進入路
・ 仮設道路造成 ・ ()
○ 7 ベンチマーク
設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ・ ()
○ 8 交通誘導警備員
※ 置く(計 人) ・ 置くかない ・ 置く期間 ()
指定路線 ※ 該当無 ・ 該当有
【※:第1編 1.2.13】
○ 9 仮設備関係
仮設備の設置条件
使用期間及び借地条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
転回数 () 回
兼用 ・有り(図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 () ・ 別途協議
施工方法 ()
その他 ()
3 土工事
○ 1 埋戻し及び盛土
種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)
○ 2 建設発生土の処理
※ 搬出先の名前 () (3.2.5)
搬出先の所在地 (市・郡 町・村 大字 地内)
搬出先での処理 (・ 敷きならし ※ たい積)
運搬距離 () km
なお、受注後、搬出や搬出費用に変更が必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画図(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことのある資料を監督員に提出すること。搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。
・ 構内指示の場所 (・ 敷きならし ・ たい積)
※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編【建築工事】1.4.2【施工計画書】の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
(1) 処理方法(場所・形状等) (2) 排水計画 (3) 構内維持等
※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。
※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

福島県建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 建築士事務所名 設計年:令和〇〇年〇〇月 設計者氏名 印 工事名称 図面名称 建築関係工事特記仕様書 図面番号

項目	特記事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	共通事項																																																																																																																																																																							
<p>1 機械設備共通事項</p> <p>工事項目 (機械設備工事) ○印を付したものは、動物種別及び屋外</p> <table border="1"> <tr> <th>工事項目</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>屋外</th> </tr> <tr> <td>1 空気調和設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 換気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 排煙設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 給水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 排水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 給湯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 厨房機器設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 雨水利用設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 浄化槽設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 昇降機設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 撤去工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。</p>	工事項目	1	2	3	4	屋外	1 空気調和設備						2 換気設備						3 排煙設備						4 自動制御設備						5 衛生器具設備						6 給水設備						7 排水設備						8 給湯設備						9 消火設備						10 ガス設備						11 厨房機器設備						12 雨水利用設備						13 浄化槽設備						14 昇降機設備						15 撤去工事						16						<p>17 インサート</p> <p>18 コンクリート貫通 ・はつり・穿孔</p> <p>19 電動機及び制御盤</p> <p>20 絶縁継手</p> <p>21 配管接続部の非破壊検査</p> <p>床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。</p> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に調査設備を停止し測定の準備を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p> <p>(1) 電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2) 制御盤の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・受注製作品(県仕様品) ・既製品 (3) ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。 (4) 水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm²以上とし、中間接続はしないこと。</p> <p>図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 [標準図-施工3]</p> <p>・ 浸透探査検査(PT)又は磁粉探査検査(MT) ・ 放射線透過検査(RT)</p>	<p>1 設計温度</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">外気条件</th> <th colspan="8">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>温度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ型空気調和機の温度条件はJIS条件による</p> <p>2 冷暖房の能力</p> <p>3 ばい煙濃度計</p> <p>4 煙道</p> <p>5 ダクト工法</p> <p>6 長方形ダクト工法</p> <p>7 風量測定口</p> <p>8 チャンパー等</p> <p>9 防煙ダンパー及び防火防煙ダンパー</p> <p>10 弁類</p> <p>11 防振継手</p> <p>12 フレキシブルジョイント</p> <p>13 伸縮管継手</p> <p>14 温度計</p> <p>15 圧力計</p> <p>16 瞬間流量計及び測定タッピング(32mmビーター管流量計用)</p> <p>17 油面制御装置</p> <p>18 消音内貼り</p> <p>19 ファンコイルユニット</p> <p>20 保温</p> <p>21 予備品</p>	外気条件	室内(調整目標値)								温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	<p>1 機器等の配置</p> <p>2 機材</p> <p>3 機材、施工の試験</p> <p>4 耐震施工</p> <p>(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター」による。</p> <p>(2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・ 特定の施設 (・ 甲類1 ・ 甲類2 ・ 乙類1 ・ 乙類2) ・ 一般の施設 (その他)</p> <p>(3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>特定の施設 甲類1,2及び乙類1,2</th> <th>一般の施設 その他</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>耐震クラスS</td> <td>耐震クラスA</td> <td>耐震クラスB</td> <td>耐震クラスB</td> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </table> <p>注:()内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</p> <p>※上層階の定義は次による</p> <table border="1"> <tr> <th>建築物階</th> <th>上層階</th> <th>建築物階</th> <th>上層階</th> </tr> <tr> <td>2~6階</td> <td>最上階</td> <td>10~12階</td> <td>上層8階</td> </tr> <tr> <td>7~9階</td> <td>上層2階</td> <td>13階</td> <td>上層4階</td> </tr> </table> <p>【重要機器】 ・ 高層水槽 ・ 受水槽 ・ () ・ () ・ 空気調和機 ・ 厨房機器 ・ () ・ () ・ ボイラー ・ 冷却塔 ・ () ・ ()</p> <p>(4) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする</p> <p>(5) 軽量機器等の耐震施工 上記以外の10kg以下の軽量機器の据付け、取付けについては、取付下地を念入りに施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意すること。</p> <p>5 建築物導入部の変位吸収 ・ 図示の箇所に変位吸収配管を施工する。要領は標準図による。 [標準図-施工4,5,6] (第2編 2.4.1.) 対象配管 ・ 給水管 ・ 消火管 ・ ガス管 ・ 排水管 施工方法 ・ フレキシブルジョイント ・ ボールジョイント ・ スリークッション</p> <p>6 建築物EXPJの変位吸収 ・ 建築エキスペンション部の配管要領は標準図による。 [標準図-施工7,8] (第2編 2.4.1.) 対象配管 ・ 給水管 ・ 消火管 ・ ガス管 ・ 排水管 施工方法 ・ フレキシブルジョイント ・ ボールジョイント</p> <p>7 工事用電力、水、その他 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。</p> <p>8 埋戻し土 土中埋設配管の埋戻し土 ※ 根切り土中の良質土 ・ () 配管保護部の埋戻し土 ※ 山砂 ・ ()</p> <p>9 総合調整 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。 (第2編 1.3.1~1.3.3) ・ 飲料水の水質の測定 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ ・ 室内外空気の温度測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ ・ 騒音の測定 ・ 機器の絶縁抵抗測定</p> <p>10 試験運転調整 試験運転に係る費用は、受注者の負担とする。</p> <p>11 自動制御装置、現場機 中央監視制御装置のシステム構成上必要とされる機能は追従すること。</p> <p>12 運転燃料 納入する (種別) (kg)</p> <p>13 スリーブ 水密を要する部分には、つば付き銅管製を使用する。 (第2編 2.2.27)</p> <p>14 支持金物・固定金具 (1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ ステンレス製(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ビット内等多重箇所吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 電気亜鉛めっき製 ・ ステンレス製</p> <p>15 金属管の塗装 (1) 下記部位に使用する金属管には塗装を施す。 ・ 屋外 ・ 居室 ・ 機械室 ・ 共同溝内</p> <p>16 あと施工アンカー アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議の上、下記のとおり施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 (1) あと施工アンカー ・ 接着系アンカー(有機系) ・ 金属拡張系アンカー(打込式) ・ () ・ () (2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数 (※ 行方 ・ 行わない) (4) 引張試験 (・ 行方 ※ 行わない) 引張試験本数 (※ 抽出 ・ 全数) 【引張試験対象設備】 () ・ () ・ () () ・ () ・ () 引張試験を抽出して行う場合は次による。 ① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。</p>	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設 甲類1,2及び乙類1,2	一般の施設 その他	重要機器	一般機器	耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスB	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	1.0	中間階	1.5	1.0	0.6	0.6	1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	0.4 (0.6)	建築物階	上層階	建築物階	上層階	2~6階	最上階	10~12階	上層8階	7~9階	上層2階	13階	上層4階	<p>5</p> <p>1 中央監視制御</p> <p>2 計装用配線</p> <p>3 屋内キャビネット</p> <p>6</p> <p>1 一般事項</p> <p>2 小機器用防水装置</p> <p>3 大便器</p> <p>4 大便器便座</p> <p>5 水栓</p> <p>6 自動水栓</p> <p>7 振音装置</p> <p>7</p> <p>1 量水器</p> <p>2 量水器封</p> <p>3 弁類</p> <p>4 引込納付金等</p> <p>5 緊急遮断弁</p> <p>6 試験</p> <p>8</p> <p>1 放流納付金等</p> <p>2 洗面器等の排水管</p> <p>3 満水試験継手</p> <p>4 試験</p> <p>5 屋外排水用ふた</p> <p>9</p> <p>1 弁類</p> <p>2 保温</p> <p>3 その他</p> <p>10</p> <p>1 屋内消火栓箱</p> <p>2 屋外消火栓箱</p> <p>3 保温</p> <p>11</p> <p>1 熱源機器の熱源</p> <p>2 厨房機器類</p> <p>3 転倒防止</p> <p>12</p> <p>1 充てん容器</p> <p>2 集合装置</p> <p>3 転倒防止等</p> <p>4 ガスメーター</p> <p>5 引込負担金等</p> <p>13</p> <p>1 処理能力</p> <p>2 型式</p> <p>3 放流水質性能</p> <p>4 水質表の提出(BOD, SS)</p> <p>5 施工機</p> <p>共通事項</p> <p>※ 受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、電源工事が本工事・別途工事にかかわらず、設置する機器類に対して電源(電圧、電流、開閉器容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと(設計図書における機器類の電源容量等、選定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)</p> <p>※ 管保護設備がある建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、管保護領域内に納まることを確認すること。また、管保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、管保護設備が必要になる場合があるため、確認すること。確認の結果、管保護領域内に納まらない場合や新たに管保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。</p>
工事項目	1	2	3	4	屋外																																																																																																																																																																																	
1 空気調和設備																																																																																																																																																																																						
2 換気設備																																																																																																																																																																																						
3 排煙設備																																																																																																																																																																																						
4 自動制御設備																																																																																																																																																																																						
5 衛生器具設備																																																																																																																																																																																						
6 給水設備																																																																																																																																																																																						
7 排水設備																																																																																																																																																																																						
8 給湯設備																																																																																																																																																																																						
9 消火設備																																																																																																																																																																																						
10 ガス設備																																																																																																																																																																																						
11 厨房機器設備																																																																																																																																																																																						
12 雨水利用設備																																																																																																																																																																																						
13 浄化槽設備																																																																																																																																																																																						
14 昇降機設備																																																																																																																																																																																						
15 撤去工事																																																																																																																																																																																						
16																																																																																																																																																																																						
外気条件	室内(調整目標値)																																																																																																																																																																																					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																																																																																																																																																														
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																														
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																														
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																																																																																					
	特定の施設 甲類1,2及び乙類1,2	一般の施設 その他	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																		
耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA	耐震クラスB	耐震クラスB																																																																																																																																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																		
中間階	1.5	1.0	0.6	0.6																																																																																																																																																																																		
1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	0.4 (0.6)																																																																																																																																																																																		
建築物階	上層階	建築物階	上層階																																																																																																																																																																																			
2~6階	最上階	10~12階	上層8階																																																																																																																																																																																			
7~9階	上層2階	13階	上層4階																																																																																																																																																																																			

14	<p>1 資材調達</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 労働者確保</p> <p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の執行工事」である。 営繕費(共通仮設費における仮設建物費):労働者送迎費・宿泊費・借上費 労働管理費:募集及び解散に要する費用・賞金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(営繕費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労働管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等										<p>16</p> <p>1 内容</p> <p>※ 本工事は、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映させるため、市場単価及び補正市場単価の補正をする。</p> <p>2 基準</p> <p>※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について</p>	<p>17</p> <p>1 準備期間確保工事</p> <p>準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>2 フレックス工事</p> <p>フレックス工事執行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>3 着工届の提出</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>4 コリズの登録</p> <p>受注時の「コリズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5 福島県元請・下請関係道正化指導要綱関係</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係道正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)
		資材名	規格	調達地域等											
<p>15</p> <p>1 工程関係</p> <p>※ 調整 無し 別途工事との工程調整が必要 有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 建設機械等の調整 ・ 施工順序の調整 ・ 図示による ・ その他 ()</p> <p>2 施工時期 施工時間 施工方法</p> <p>※ 制限 無し 制限 有り 制限する工程名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・ 施工時間 (時 ~ 時まで) ・ 施工方法 ()</p> <p>工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯</p> <p>・ 有 (年 月 日) ・ 無 ・ 有 (: ~ :) ・ 無 (別紙のとおり)</p> <p>3 他機関との協議</p> <p>協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()</p> <p>4 工事用地</p> <p>・ 下記以外は図示による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ・ ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 ・ ()) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※ 構内 ・ ())</p> <p>・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による ・ ())</p> <p>5 公害対策</p> <p>※ 施工方法の制限 無し 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による</p> <p>・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ・ ()</p> <p>6 安全対策</p> <p>・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工種 ()</p> <p>7 その他</p> <p>※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。</p>															

15	<p>工事区分</p> <p>別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器の基礎</th> <th rowspan="2">電気関係</th> <th rowspan="2">機械関係</th> <th colspan="2">建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>※</th> <th>・</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td rowspan="4">配電盤・制御盤の基礎</td> <td rowspan="4">自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) フレキシブル基礎(アンカーボルトを除く) 遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>屋内</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機械関係</td> <td rowspan="4">架台、アンカーボルト</td> <td rowspan="4">特記した基礎</td> <td>屋内</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)</td> <td>※</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">開口部</td> <td rowspan="14">架台、アンカーボルト</td> <td rowspan="14">特記した基礎</td> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの(フットボトックスは除く)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要するもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記開口部の補強</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記開口部の墨出し</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリーアクセスフロア用配線器具</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、壁、天井</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部取付ガラリ</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湯沸室のフード</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水トラップ共</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防油堤</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家発用</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調用</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下水槽のマンホールふた</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚水、雑排水</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雨水立管(たてどい)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ手すり</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧鏡(衛生器具連なり)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はめ込形洗面器用カウンター(前板共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ転倒防止用の鎖</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火扉レリーズ</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電極棒</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線ビッド及びふた</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器などへの接続(1次側)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給配管配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ検知器</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気錠</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TENキー及び制御盤</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(金属製)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター出入口三方枠(石製)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワーユニット</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスユニット</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯機パン</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム天井</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明ライン設備プレート</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調ライン設備プレート</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火器ボックス</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御設備関連のインバーター装置及び盤</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)</td> <td>・</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器の基礎	電気関係	機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他	屋内	屋外	※	・	機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) フレキシブル基礎(アンカーボルトを除く) 遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	屋内	※	・			屋外	※	・			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			機械関係	架台、アンカーボルト	特記した基礎	屋内	※	・			屋外	※	・			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・			開口部	架台、アンカーボルト	特記した基礎	補強を要するもの	・	※	※		補強を要しないもの	・	※	※		補強を要するもの	・	※	※		補強を要しないもの	・	※	※		補強を要するもの	・	※	※		補強を要しないもの(フットボトックスは除く)	・	※	※		補強を要するもの	・	※	※		補強を要しないもの	・	※	※		上記開口部の補強	・	※	※		上記開口部の墨出し	・	※	※		スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・	※	※		フリーアクセスフロア用配線器具	・	※	※		床、壁、天井	・	※	※		ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	・	※	※		外部取付ガラリ	・	※	※		湯沸室のフード	・	※	※		換気扇の取付枠	・	※	※		流し台	・	※	※		排水トラップ共	・	※	※		防油堤	・	※	※		自家発用	・	※	※		空調用	・	※	※		床下水槽のマンホールふた	・	※	※		雨水	・	※	※		汚水、雑排水	・	※	※		雨水立管(たてどい)	・	※	※		トイレ手すり	・	※	※		化粧鏡(衛生器具連なり)	・	※	※		はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	・	※	※		ガスボンベ転倒防止用の鎖	・	※	※		自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	・	※	※		防火扉レリーズ	・	※	※		電極棒	・	※	※		配線ビッド及びふた	・	※	※		機器などへの接続(1次側)	・	※	※		機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共)	・	※	※		機器付属の制御盤への電源供給配管配線	・	※	※		自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	・	※	※		自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線	・	※	※		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	・	※	※		天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	※	※		個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	※	※		煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	・	※	※		小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	・	※	※		ガス漏れ検知器	・	※	※		電気錠	・	※	※		TENキー及び制御盤	・	※	※		エレベーター出入口三方枠(金属製)	・	※	※		エレベーター出入口三方枠(石製)	・	※	※		シャワーユニット	・	※	※		バスユニット	・	※	※		洗濯機パン	・	※	※		システム天井	・	※	※		照明ライン設備プレート	・	※	※		空調ライン設備プレート	・	※	※		消火器ボックス	・	※	※		自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	・	※	※		自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	※	※	
					機器の基礎	電気関係	機械関係	建築工事		電気設備工事	機械設備工事	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
屋内	屋外	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) フレキシブル基礎(アンカーボルトを除く) 遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	屋内	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			屋外	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
機械関係	架台、アンカーボルト	特記した基礎	屋内	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			屋外	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			遮断機の基礎(アンカーボルトを除く)	※	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
開口部	架台、アンカーボルト	特記した基礎	補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要しないもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要しないもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要しないもの(フットボトックスは除く)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要するもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			補強を要しないもの	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			上記開口部の補強	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			上記開口部の墨出し	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			フリーアクセスフロア用配線器具	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			床、壁、天井	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
外部取付ガラリ	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
湯沸室のフード	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
換気扇の取付枠	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
流し台	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
排水トラップ共	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防油堤	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自家発用	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
空調用	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
床下水槽のマンホールふた	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
雨水	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
汚水、雑排水	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
雨水立管(たてどい)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
トイレ手すり	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
化粧鏡(衛生器具連なり)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
はめ込形洗面器用カウンター(前板共)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ガスボンベ転倒防止用の鎖	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
防火扉レリーズ	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電極棒	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
配線ビッド及びふた	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器などへの接続(1次側)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器付属の制御盤以降の2次側の配管配線(接地共)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
機器付属の制御盤への電源供給配管配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ガス漏れ検知器	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電気錠	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
TENキー及び制御盤	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
エレベーター出入口三方枠(金属製)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
エレベーター出入口三方枠(石製)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
シャワーユニット	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
バスユニット	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
洗濯機パン	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
システム天井	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
照明ライン設備プレート	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
空調ライン設備プレート	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
消火器ボックス	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

 <p>福島県建築関係工事特記仕様書</p>	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△1-1</p>		<p>建築士事務所名</p>	<p>工事名称</p>
	<p>設計年:令和〇〇年〇月</p>	<p>設計者氏名</p>	<p>印</p>	<p>図面名称</p>

18	現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フリップアップ機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口が目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 振音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p>					
		2 設置に要する費用	<p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>					
19	再生資源利用(促進)計画	1 再生資源利用計画書	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>					
		2 再生資源利用促進計画書	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>					
20	総合評価方式における技術提案書の確認	1 内容	<p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2.様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>					

	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名		工事名称	
	設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称	機械設備工事特記仕様書(3)

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・ 1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MP a 以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。	
・ 2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分		
・ 3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分		
・ 4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分		
・ 5 さや管ヘッダー配管	○	○	○	○	水圧試験	管種	初圧	60分後	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
						架橋ポリエチレン管	0.75MP a	0.45MP a 以上	
						ポリブテン管	0.75MP a	0.55MP a 以上	
・ 6 排水管(屋外埋設管以外)		○	○	○	満水試験	刺激性の濃煙	250 P a	30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。
								15分	
・ 7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	60分		
・ 8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分		
・ 9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MP aのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等	
・ 10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MP a 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・ 11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MP a 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・ 12 冷温水管、冷却水管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MP a)	30分		
・ 13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MP a)	30分		
・ 14 油 管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分		
・ 15 冷媒配管		○		○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。 [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MP a 以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配管は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	
						R 2 2	工事監理指針による		
R 1 3 4 a									
R 4 0 7 C									
R 4 1 0 A									
・ 16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内 0.15MP a (ただし、温水コンセント接続後は0.1MP a) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MP a)	30分		
・ 17 通水試験				○	通水試験	・ 給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm 検出されるまで消毒を行う。 ・ 排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・ 通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・ 給湯設備～給水設備に準ずる。			
・ 18 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例	
・ 19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押し込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MP a)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ	
・ 20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。			
・ 21 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間		

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 22 鋼製ボイラー					据付完了後	水圧試験	・ 最高使用圧力が0.42MP a 以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MP a) ・ 最高使用圧力が0.42MP a を超え1.5MP a 以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MP a を加えた圧力 ・ 最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MP a を加えた圧力(ただし、最小0.2MP a)	
・ 23 鋳鉄製ボイラー					据付完了後	水圧試験	・ 蒸気ボイラーは、0.2MP a ・ 温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MP a) ・ セクションは、最高使用圧力が0.2MP a 以下のボイラーは0.4MP a、最高使用圧力が0.2MP a を超えるボイラーは最高使用圧力の2倍	
・ 24 真空式温水発生機					○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec (大気圧換算値) 以下	
・ 25 無圧式温水発生機					○	満水試験		30分
・ 26 鋳鉄製温水発生機					○	水圧試験	セクションの試験圧は0.6MP a	10分
・ 27 温水発生機に組込む熱交換器					○	水圧試験	最高使用圧力に0.1MP a を加えた圧力(ただし、最小0.2MP a)	
・ 28 冷凍機					○	水圧試験	設計圧力の1.5倍	
・ 29 遠心冷凍機					○	気密試験	真空95k P a とし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50 P a 以下	
・ 30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○	気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec (大気圧換算値) 以下	
・ 31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル					○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MP a	10分
・ 32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○	気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MP a)	
・ 33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P_a : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P : 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力	
・ 34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後	水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上	
・ 35 地下オイルタンク					据付完了後	水圧試験	70k P a 以上	10分

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 1 槽 類					工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間
・ 2 汚水管及び汚泥管	○		○			満水試験		30分
・ 3 ポンプ吐出管			○	○		水圧試験	最小圧力0.75MP a	60分
・ 4 消泡管	○		○	○		通水試験		
・ 5 空 気 管	○	○	○	○		気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 1 都 市 ガ ス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。	供給会社 規 程	ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・ 2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MP a、低圧側8.4k P a 以上10.0k P a 以下	供給管等の内容積	
							10L以下	5分
							10L～50L	10分
							50L超過	24分
					点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。